

大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第3回公判の概要

時期：令和元年5月30日

場所：盛岡地方裁判所

(被告人)

亙理 義政

(求刑)

懲役 1年6か月

追徴金 30万円

(判決)

懲役 1年6か月

追徴金 30万円

執行猶予 3年